

一般社団法人 長門市観光コンベンション協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人長門市観光コンベンション協会という。

(主たる事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を山口県長門市に置く。

(目的)

第3条 本法人は、観光宣伝及び観光客の誘致等観光に関する諸施策を行うこと並びに長門市における観光事業の健全な発達と振興、併せて地域の活性化を図り、市民の生活、文化及び経済の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 観光客及びコンベンションの誘致促進
 - (2) 観光資源及びコンベンションの紹介宣伝を行うこと
 - (3) 観光施設の整備等観光地の環境整備
 - (4) 観光事業及びコンベンションに関する調査研究及び情報の収集
 - (5) 観光事業関係団体及び観光機関との連携並びに会員相互の連絡調整に関すること
 - (6) 郷土の名産品、土産品等の紹介宣伝及び育成に関すること
 - (7) 観光事業従事者の資質の向上のための事業
 - (8) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
- 2 本法人は、その収益を前項に規定する事業に充てるため次の収益事業を行う。
- (1) 観光並びに旅行の企画、宣伝及び印刷物の作成
 - (2) 観光土産品等の物品販売
 - (3) 観光施設管理委託事業
 - (4) その他前各号に附帯関連する一切の事業

(公告の方法)

第5条 本法人の公告は、本法人の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に設置した掲示板に掲示する方法によって行う。

2 定時総会後の本法人の貸借対照表は、1年間継続して公告する。

第2章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員及び賛助会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同し次条の規定に従い入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、本法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出して入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知することにより行う。

(任意退会及び除名)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に届け出て、任意にいつでも退会することができる。

2 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の特別決議によって除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 本法人の名誉を棄損し、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

3 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に、除名する旨及びその理由をあらかじめ総会の1週間前までに通知するとともに、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

4 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対してその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 前条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が正当な理由なく、継続して2年以上なされなかったとき

(2) 総会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し又は解散したとき

(4) 除名されたとき

(会 費)

第10条 本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、年会費（1口6,000円）を1口以上納入しなければならない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費、その他の拠出金は、これを返還しないものとする。

第3章 機 関

(機 関)

第11条 本法人は、総会及び理事の他、理事会及び監事を置く。

第4章 総 会

(総会の構成)

第12条 本法人の総会は、すべての会員をもって構成する。

(招 集)

第13条 本法人の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から起算して3ヶ月以内に招集して開催し、臨時総会は必要に応じて随時招集して開催する。

(招集権者及び招集の方法)

- 第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が召集する。
- 2 総会員の議決権の 5 分の 1 以上から総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会開催の請求が会長に対してなされた場合は、会長は請求後 1 カ月以内に総会を開催しなければならない。
 - 3 総会を招集するには、会長は、その会日の 1 週間前までに、書面により会員に通知しなければならない。
 - 4 前項の通知には、会議の目的たる事項を記載しなければならない。

(議決権)

- 第 15 条 総会における議決権は、年会費口数にかかわらず会員 1 名につき 1 個とする。

(議 長)

- 第 16 条 総会の議長は、その総会において出席した会員のうちから選任する。
- 2 議長は、総会の秩序を維持し、議事を管理する。

(決 議)

- 第 17 条 総会の普通決議は、この定款又は法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の過半数をもって決するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の特別決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもっておこなわなければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

- 第 18 条 総会に出席することができない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、本法人の会員である他の出席者を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、当該委任者は前条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(権 限)

- 第 19 条 総会は、一般法人法に規定する事項及び次の事項について決議する。
- (1) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事の選任及び解任
 - (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 本法人の運営に関する重要な事項
 - (7) 入会の基準及び会費の額
 - (8) 会員の除名
 - (9) 事業の全部の譲渡

(10) 解散及び残余財産の帰属の決定

(11) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 会員の現在数及び議決数

(3) 出席した会員数及び議決数

(4) 審議事項及び決議事項

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。

第 5 章 役員

(役員)

第 21 条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を会長とし、会長以外の理事のうち、副会長を 5 名以内、専務理事を 1 名選定する。

3 前項の会長をもって一般法人法に規定する代表理事とし、副会長、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項に規定する業務執行理事（代表理事以外の理事であって、理事会の決議により法人の業務の執行する理事として選定された者をいう。以下同じ。）とする。

4 理事の選任については、理事のいずれか 1 名とその配偶者または 3 親等以内の親族その他特別の関係にある者が理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

監事の選任についても同様で、2 名のうち、1 名は、理事との特別関係にある者を選任してはならない。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は本法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長、専務理事は、共に会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。

4 会長、副会長、専務理事は、毎事業年度 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況を監査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事が第 21 条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には、費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第 28 条 本法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 本法人は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第 113 条で定める最低責任限度額とする。

第 6 章 理事会

(理事会の設置)

第 29 条 本法人の理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 会長・副会長・専務理事の選定及び解職
- (4) 総会の招集に関する事項の決定
- (5) 重要な財産の処分又は譲受け
- (6) 重要な使用人の選任及び解任
- (7) 多額の借財に関する事項の決定
- (8) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止の決定
- (9) 一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (10) 役員等の損害賠償責任免除を定款に記載した場合の免除の決定

(招 集)

第 31 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 32 条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会の議長となる。副会長も欠けたときは、専務理事が理事会の議長となる。

(決 議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の変更を行う理事会については、一般社団法人等登記規則において準用する商業登記規則第 61 条第 4 項ただし書きに該当する場合を除き、他の出席した理事も記名押印する。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。

第 7 章 組 織

(部 会)

第 35 条 会長は、本法人の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の承認を経て部会を置くことができる。

2 部会の委員は、理事会において、選任、解任する。

3 前 2 項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。

(顧問及び参与)

第 36 条 本法人に顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が理事会の承認を得て委嘱し、任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

3 顧問及び参与は、重要事項について会長の諮問に応じる。

4 前 3 項に定めるもののほか、顧問及び参与に関し必要な事項は、理事会において別に定める

ものとする。

第8章 財産及び会計

(資産の構成)

第37条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第38条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらずやむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。
- 4 第1項の規定における事業計画書及び収支予算書は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書並びにこれらの附属書類を作成し監事の監査を受け、理事会の承認を受けた上、定時総会で報告並びに承認を得なければならない。

この場合、第1号から第3号までの書類については、その内容を報告し、第4号から第6号までの書類については、承認を受けるものとする。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- 2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間そなえ置くものとする。
 - 3 定款及び会員名簿を主たる事務所にそなえ置くものとする。
 - 4 貸借対照表は、定時総会の終結後、遅滞なく、公告しなければならない。

(基金)

第 41 条 本法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

2 本法人の基金の募集及び割当、払込み等の手続きに関しては、理事会の決議を要する。

3 拠出された基金は、本法人が解散するまで返還しない。

4 基金の返還の手続きにおいては、一般法人法第 236 条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得て変更することができる。

(解 散)

第 43 条 本法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分)

第 44 条 本法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 45 条 本法人が清算をする場合に於いて有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 事務局その他

(事務局)

第 46 条 本法人に事務局を置き、職員の任免は法令で別段の定めがある場合を除き、会長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が別にこれを定める。

(委 任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第 11 章 附 則

(設立時社員)

1 本法人の設立時社員の氏名（又は名称）及び住所は次のとおりとする。

(略)

(設立時役員)

2 本法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事

(略)

設立時代表理事

(略)

設立時監事

(略)

(最初の事業年度)

3 第 38 条の規定にかかわらず、本法人の最初の事業年度は、設立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

(定款に定めのない事項)

4 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人その他の法令の定めるところによる。

(附則)

5 この定款に規定するもののほか、本法人の運営について必要な事項は、すべて理事会の決議により会長が別に定める。

以上、一般社団法人長門市観光コンベンション協会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 23 年 3 月 14 日

一般社団法人長門市観光コンベンション協会